

事業者の皆様へ

檜葉町の南部衛生センター新焼却施設は、令和7年4月1日からの稼働を予定しております。

稼働開始に伴い、事業者の皆様は令和7年3月17日以降は、可燃ごみを含むすべてのごみが南部衛生センターでの受付けとなります。

また、焼却炉の負担軽減のためにも、刈草や剪定枝を持込む際には、1週間程度乾燥させてからの搬入をお願いいたします。

大量に発生した場合は、搬入量の制限等を設ける場合がありますので、南部衛生センターへ事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(お問合せ先)

環境衛生課 0240-22-3333

南部衛生センター 0240-25-4609